

## 指名競争入札参加者指名基準の運用方針

### 1 第2条関係

第2条各号に掲げる事項の運用については、次によるものとする。

#### (1) 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けているものであること。

#### (2) 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は、指名しないこと。

ア 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱（平成7年訓令第3号。以下「資格審査事務処理要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。

イ 登別市が発注した工事等に係る契約に関して、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していること。

(ア) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

(イ) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

ウ 警察当局から、登別市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり当該状態が継続している場合など、明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。

#### (3) 経営状況

ア 手形交換所による取引停止処分、又は主要取引先からの取引停止等の事実が明らかであり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続の開始決定後、経営事項審査を受け、本市の入参加資格審査申請書を再度提出し受理された者を除く。）は指名しないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続の開始決定後、経営事項審査を受け、本市の入参加資格審査申請書を再度提出し受理された者を除く。）は指名しないこと。

（4）工事等の成績

登別市発注の工事の施工成績の平均が過去2年間連続して60点未満である場合は指名しないこと。

（5）手持ち工事の状況

工事等の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

（6）技術的適性

ア 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

イ 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。

ウ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

（7）安全管理の状況

ア 建設工事の施工に伴い、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは指名しないこと。

イ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

ウ 建設工事の施工に伴い、過去2年間に死亡者及び負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

（8）労働福祉の状況

ア 賃金不払に関する関係行政機関からの通報が登別市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは指名しないこと。

イ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

## 2 第3条第1項のアの関係

「特殊な専門的技術を必要とする場合」とは、次の工事をいう。

- (1) 軟弱地盤工事
- (2) 砂防工事（基礎地盤への注入等の工法を伴う場合に限る。）
- (3) ダム工事
- (4) 推進工法を伴う下水道等の工事
- (5) トンネル工事
- (6) P, Sコンクリート桁等工事
- (7) グラウト工事
- (8) 電気工事のうち交通信号機設置工事
- (9) 電話交換機設備工事
- (10) 自家発電機設備工事
- (11) 浄化槽設備工事
- (12) ボイラー工事
- (13) 空気調和設備工事

### 附 則

この運用方針は、平成6年7月1日から施行する。

### 附 則

この運用方針は、平成15年4月1日から施行する。